



▲青年団『東京ノート』（作・演出 平田オリザ、2010年） photo by Tsukasa Aoki

憲法と文化政策

憲法 25 条に規定される「生存権」は、9 条と並んで、制定当時、世界最先端の条項でした。この講座では、生存権的基本権と、国民が文化的に暮らす権利を出発点として、社会における芸術の役割や、「文化による社会包摂」という概念を、地方自治体の実例を交えながら考えていきたいと思います。



お話 平田オリザ（劇作家、演出家）

◇ プロフィール ◇

劇団青年団主宰、こまばアゴラ劇場芸術監督。大阪大学 CO デザインセンター特任教授、東京藝術大学特任教授。2021 年兵庫県豊岡市に開学構想中の兵庫県立専門職大学の学長候補者。1995 年『東京ノート』で岸田国士戯曲賞受賞。著書に『わかりあえないことから』『新しい広場を作るー市民芸術概論綱要ー』『演劇入門』など。

日時: 2020年1月10日(金) 18:30-21:00 (開場 18:00)

会場: 東京藝術大学 上野キャンパス 音楽学部 5-109 教室

※入場無料、申込不要。藝大生と一般市民のための講座です。

お問い合わせ: kenpou.geidai@gmail.com (川嶋)

主催: 東京藝術大学音楽学部 楽理科 / 後援: 日本ペンクラブ
共催: 自由と平和のための東京藝術大学有志の会

